



渋谷区議会議員 区政リポート

田中 まさや

No. 689

2025年

10月31日



日本共産党渋谷区議会議員 総務委員
田中まさや事務所 Tel03-6276-0834
〒151-0071 渋谷区本町 6-38-8-1A
ブログ : <http://masaya-jcp.blogspot.jp>

議での日本共産党区議団の代表質問で、私は、「まちづくり」について、地元要求である「幡ヶ谷社会教育館の存続」と「民泊」について、長谷部区長の姿勢を質しました。

今号では、私の質問と長谷部区長答弁をご紹介します。(質問、答弁とも要旨)

質問 区が実施した、地域団体との意見交換や社会教育館利用者などへのアンケートには、社会教育館の存続・建替え期間中の代替施設の確保、高齢者施設の整備を求める声とともに高層化反対の声も出されています。

現在の都と区の協議の進捗状況と区の構想について明らかにすべきです。住民の声にこたえて高層化はやめ、高齢者施設を整備すべきです。区長に伺います。

区議会第3回定例会本会議での日本共産党区議団の代表質問で、私は、「まちづくり」について、地元要求である「幡ヶ谷社会教育館の存続」と「民泊」について、長谷部区長の姿勢を質しました。

今号では、私の質問と長谷部区長答弁をご紹介します。(質問、答弁とも要旨)

幡ヶ谷社会教育館と旧都営

幡ヶ谷原町住宅の一體整備

区長答弁 この事業は、都と区の共同事業であり、都との調整を進めている。区施設の機能や区分所有建物である都営住宅等の全体像は今後お示しする。(下表参照)

区長答弁 この事業は、都と区の共同事業であり、都との調整を進めている。区施設の機能や区分所有建物である都営住宅等の全体像は今後お示しする。(下表参照)

社会教育法第3条は、国や区に対して、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営により、文化的教養を高め得るような環境を整備することを求めています。しかし区は、各社会教育館の社会教育主事を廃止し、運営を委託に変え、区の責務を後退させました。

区長は、幡ヶ谷社会教育館の存続を明言すべきです。地域の社会教育活動の推進のために、区の社会教育主事を配置すべきです。

また、旧本町区民施設跡地などを活用して、建替え期間中の代替施設を確保すべきです。区長に伺います。

区長答弁 住居専用地域や文教地区での民泊営業を認めないよう条例を改正すべきです。

幡ヶ谷社会教館の存続と代替施設の確保、民泊規制を

区議会第3回定例会・田中まさや幹事長の代表質問④

ました。

監視員を増員し

て住民の苦情に対し親身に対応するとともに、騒音やたばこのポイ捨てなどには警察とも連携して厳しく取り締まる

とともに、今からでも

住宅密集地域や文

教地区での民泊営

業を認めないよう条

例を改正すべきで

す。

利用できるようにしたいと考えている。現在は基本計画を策定している段階であり、体制等は今後検討していく。

また建替え期間中の利用者の活動継続については、取り得る対応を検討していく。

質問 住宅密集地域や文教地区での民泊規制について

区長答弁 民泊被害が住民のくらしを脅かしています。幡ヶ谷3丁目の方は、隣に建つたマンション1棟すべてが民泊となり、「閑静な住宅地なのに、集団での喫煙、騒音など、平穏な暮らしができぬ」、「警察や保健所に言つても効果がない」と怒りの声を上げています。

警察出身の職員2名配置し、事業者への指導を適切に行っている。

また、区内3警察と住宅民泊事業の適正な運営を確保するための協力連絡に関する協定を行っている。

民泊については適切に対応してお

り、居住専用地域や文教地区での民泊事業を認めないよ

う条例を改正する予定はない。

その後の区施設では、現利用者の活動が継続できるよう諸室の機能を確保・充実するとともに、より多くの区民が生涯学習のサービスを

●幡ヶ谷社会教育館と都営原町住宅跡地の持分割合と負担割合

■持分割合

※10月総務委員会報告より

	地籍(実測)	構成比	鑑定額	構成比
都有地 (都営幡ヶ谷原町住宅跡地等)	2854.31m ²	74.57%	2,989,900千円	66.88%
区有地 (幡ヶ谷社会教育館・六号通り公園)	973.28m ²	25.43%	1,480,850千円	33.12%

■費用負担

(1)基本設計、(2)実施設計	甲(東京都)所有の都営住宅等と乙(渋谷区)所有の施設それぞれの総床面積に用途別の係数を乗じて算出した数値で按分する。
(3)地盤調査、(4)現況高低調査	甲所有の敷地面積と乙所有の敷地面積で按分する。

※都有地は、水道道路と接道するなどで、土地の評価額が56.5%値上がりするなどを勘案して按分。